

学校教育法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

短期大学における教育の発展や学位についての国際的な動向等を踏まえ、卒業者に学位が授与されるよう制度の見直しを行うとともに、教育研究の活性化及び国際的な通用性の観点から、助教授・助手に関する制度の見直しを行う。

改正の概要

1 . 短期大学卒業生への学位授与

短期大学卒業生については、現行制度においては、準学士と称することができることとされているが、制度を改め、「短期大学士」の学位が授与されることとする。

2 . 大学の教員組織の整備（助教授・助手の見直し）

- (1) 助教授を廃止し、「准教授」を設ける。
- (2) 助手のうち主として教育研究を行う者のために「助教」の職を設ける。（助手のうち主として教育研究の補助を行う者については、引き続き「助手」とする。）

法律の施行日は、1 . については平成 17 年 10 月 1 日、
2 . については平成 19 年 4 月 1 日

<大学の教員組織の在り方について>

経緯

平成8年 大学審議会答申
 助手の職務内容、名称の見直しを含めた早期検討が必要

平成13年 (第二期)科学技術基本計画
 【閣議決定】
 助教授・助手の位置付けの見直しを図る

平成13年 中教審への文科大臣諮問
 助教授・助手の位置付けをはじめ教員組織の在り方について検討

平成15年11月～平成17年1月
 中教審の「大学の教員組織の在り方に関する検討委員会」等で検討

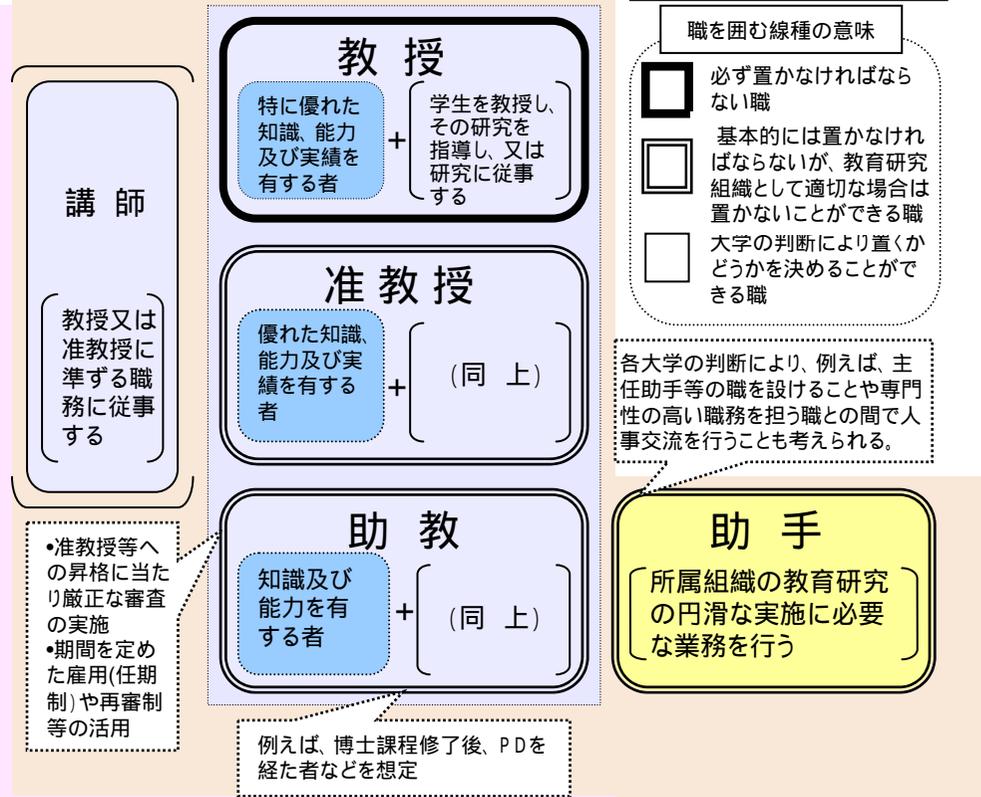
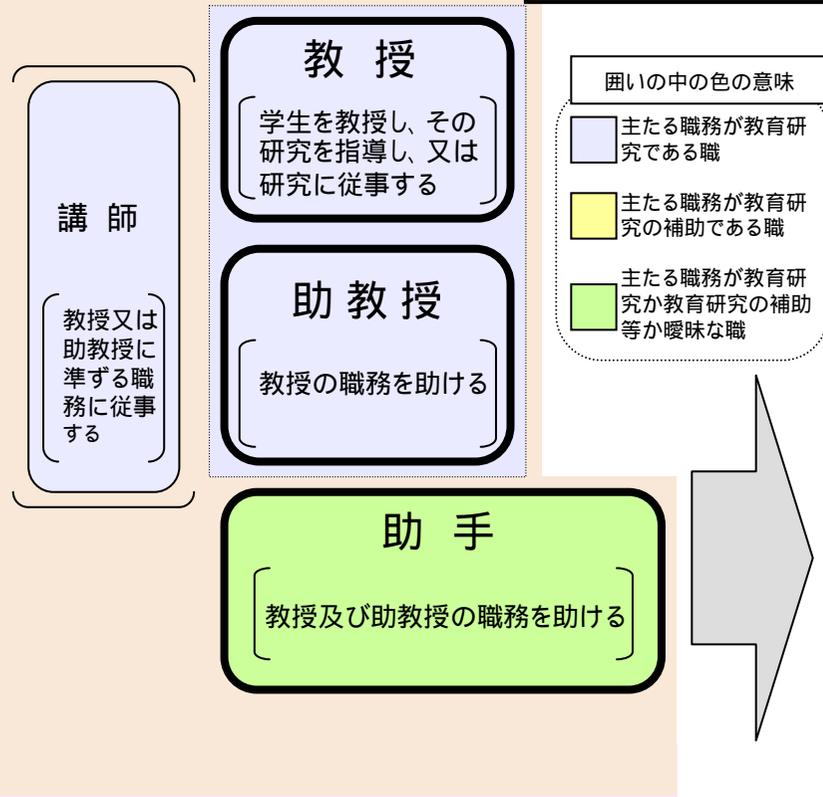
平成17年1月
 「我が国の高等教育の将来像」において答申

学校教育法上の職の種類と職名・職務内容

現行制度

学校教育法上の職の種類と職名・職務内容

新しい制度



大学設置基準上の教員組織

講座制・学科目制を例示し、その内容を詳細に規定

大学設置基準上の教員組織

(講座制・学科目制に関する諸規定を削除して) 各教員の役割の分担及び連携の組織的な体制の確保や責任の明確化についての規定を新設

学校教育法の一部を改正する法律案 新旧対照表（抜粋）

◎学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第五十八条 大学には学長、教授、<u>准教授</u>、<u>助教</u>、<u>助手</u>及び事務職員を置かなければならない。ただし、<u>教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。</u></p> <p>② 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>③～⑤ （略）</p> <p>⑥ 教授は、<u>専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。</u></p> <p>⑦ <u>准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。</u></p> <p>⑧ <u>助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。</u></p> <p>⑨ <u>助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。</u></p> <p>⑩ <u>講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。</u></p> <p>第五十九条 （略）</p>	<p>第五十八条 大学には学長、教授、<u>助教</u>、<u>助手</u>及び事務職員を置かなければならない。</p> <p>② 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>③～⑤ （略）</p> <p>⑥ 教授は、<u>学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。</u></p> <p>⑦ <u>助教は、教授の職務を助ける。</u></p> <p>（新設）</p> <p>⑧ <u>助手は、教授及び助教の職務を助ける。</u></p> <p>⑨ <u>講師は、教授又は助教に準ずる職務に従事する。</u></p> <p>第五十九条 （略）</p>

② 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

第六十八条の三 大学は、当該大学に学長、副学長、学部長、教授、准教授又は講師として勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあつた者に対し、当該大学の定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。

第七十条の七 高等専門学校には、校長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

② 高等専門学校には、前項のほか、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

③ 校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

④ 教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授する。

⑤ 准教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授する。

⑥ 助教は、専攻分野について、教育上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授する。

⑦ 助手は、その所属する組織における教育の円滑な実施に必要な業務に従事する。

⑧ 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

② 教授会の組織には、助教その他の職員を加えることができる。

第六十八条の三 大学は、当該大学に学長、副学長、学部長、教授、助教又は講師として勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあつた者に対し、当該大学の定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。

第七十条の七 高等専門学校には、校長、教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。

② 高等専門学校には、前項のほか、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

③ 校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

④ 教授及び助教は、学生を教授する。

(新設)

(新設)

⑤ 助手は、教授又は助教の職務を助ける。

⑥ 講師は、教授又は助教に準ずる職務に従事する。